

【被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類】

様式1-1	様式1-2	様式1-3	書類	取得先	注意点	
○	○	○	① 被相続人の除票住民票の写し（原本）	茅ヶ崎市役所市民課 0467-81-7132（直通）	・ 除籍ではなく除票住民票	
○	○	○	② 相続人の住民票の写し（原本）	所在地の市町村窓口	・ 相続人すべての住民票の写しが必要 ・ 取得日は譲渡日以降	
○	○	○	③ 売買契約書の写し	不動産事業者等	・ 契約書すべての写し	
×	○	○	④ 閉鎖事項証明書の写し（原本）	法務局	・ オンラインでも申請可能（詳細は法務局HP）	
○	○	○	⑤ 以下のいずれかの書類			・ 相続から譲渡までの間に止めていること
				使用中止日が確認できる書類（電気）	電気事業者	
			(i)	使用中止日が確認できる書類（水道）	茅ヶ崎水道営業所 0467-52-6151	
				使用中止日が確認できる書類（ガス）	ガス事業者 （都市ガス・L Pガス）	
			(ii)	宅地建物取引業者による広告	不動産事業者	
	(iii)	その他		・ 現況が空き家であり、更地引き渡しである旨の記載あること ・ 上記書類が提出できない場合は、ご相談ください。		
×	○	○	⑥ 除却又は滅失の時から取壊し、除却又は滅失後の敷地等の譲渡の時までの敷地等の使用状況が分かる写真	申請者本人・不動産事業者・解体業者等	・ 解体前後の写真（同じアングルが望ましい） ・ 空き家が解体されたことがわかる写真 ・ 撮影日入り（記入も可）	
×	×	○	⑦ 耐震改修や除去等が譲渡翌年の2月15日までの間に行われたことを証する書類	改修業者、解体業者等	・ 令和6年1月1日以降の譲渡に限る ・ 除去の場合は④でも確認可	
○	○	○	⑧ 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合（ただし、H31年4月1日以降の譲渡が対象）			・ 写し ・ 上記がない場合は、老人ホーム入所直前において要介護度認定を受けていたことがわかる書類を請求 ・ 手元にない場合は、老人ホームに確認 ・ 住民票を老人ホームに移転していない場合のみ必要 ・ ⑤(i)と同じ書類 ・ 使用中止日が確認できる書類がない場合のみ必要 ・ 上記書類が提出できない場合は、ご相談ください。
			(i)	介護保険の被保険者証の写し・障害福祉サービス受給者証の写し等	被相続人が生前所持していたもの 茅ヶ崎市介護保険課 0467-81-7166（直通）	
			(ii)	施設入所時の契約書の写し等	入所先の老人ホーム等	
				退去届等	入居先の老人ホーム等	
			(iii)	使用中止日が確認できる書類（電気、水道、ガス）	各事業所	
				老人ホームが保有する外出・外泊等の記録	入所先の老人ホーム等	
	その他					